

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730479

研究課題名(和文) 終末期ケアにおける日本型「事前指示書」の開発とソーシャルワーカーの役割の検討

研究課題名(英文) The development of the Japanese in the end-of-life care "advance directives" and Study of the role of social worker

研究代表者

佐藤 繭美 (SATO, Mayumi)

法政大学・現代福祉学部・准教授

研究者番号：90407057

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、社会福祉実践に適用可能な事前指示書の開発とソーシャルワーカーの役割の検討を、イギリスおよびドイツのモデルを参考に進めてきた。フィールド調査並びにインタビュー調査の結果から、社会福祉施設での応用可能性については、医療に限定されている事前指示書では効果がないこと、成年後見制度との関連が急務であり、生活支援の色が濃いアドヴァンス・ケアプランニングの適用が望まれていることが明らかとなった。以上のことから、本研究の成果は、医療機関で進められているアドヴァンス・デレクティブでは限界があること、ソーシャルワーカーは成年後見制度を把握し、生活支援の方法を再考することが求められている。

研究成果の概要(英文)：In this research subject, social work practice that applicable in development of the Japanese in the end-of-life care "advance directives" and Study of the role of social worker, the United Kingdom and German model has been advanced to the reference. Although gradually efforts have been started in medical institutions in Japan, spread does not show. In the social welfare facilities, that there is no effect on advance directives, which are limited to medical practice. Is the urgent need to be associated with guardianship system, it became clear that the application of the Advance-care planning that aims to support life has been desired. The results of this research, that there is a limit in the advance directives that are underway at medical institutions, Social workers to understand the guardianship system, There is a need to rethink the way of life support.

研究分野：社会福祉学

キーワード：ソーシャルワーク 死別ケア 事前指示書

## 1. 研究開始当初の背景

2006年の介護保険の改正により、看取り加算やターミナルケア加算が介護報酬として加えられ、終末期ケアの体制づくりが始まった。2009年度科研費による調査研究では、終末期ケアにおけるソーシャルワーカー（以下、SWとする）はチームケアの要として機能しており、その調整能力が問われつつあることが明らかとなった。その一方で、SWたちは、「最期の看取り方はこれで正しかったのか」といった尊厳をもった死を迎えてもらうことの支援が実施できたかの確信がつかめない実態が存在していることも明らかとなった（佐藤 2010）。この背景には、利用者の意向を確認する手立てが非常に少なく、SWが手探りの状態で看取りを実施していることが影響していると推測された。ここで、利用者の意思を確認する手段として注目されるのが、米国の「患者の自己決定権法 (Patient Self-Determination Act)」の存在である。この法は連邦法として制定以後、医療機関やナーシングホームにおいて「事前指示書 (Advanced Directives)」の作成が求められ、これには自らの終末期におけるケア（延命治療等を含む）のあり方を自己決定することが保証されている。こうした事前指示書は、ドイツ、オランダ、ベルギー、スペイン、デンマークにおいても法的に明確な位置づけがなされている。また、2003年に全米SW協会からは「緩和と終末期ケアのソーシャルワーク実践基準」が提示され、治療の中断や代理意思決定など、当事者の社会文化的な側面を支援する価値レベルの役割から、死別後のケアまでを担うということが明示されており、SWの実践を補強する基準として注目されている。

わが国においても終末期への関心は高く、高齢者の8割は延命治療を希望せず（2004厚生労働省）、約7割が「事前指示書」の作成には賛同している（松井ら 2004）。しかしな

がら、法的効力を有する「事前指示書」はわが国には存在せず、近似したものとして成年後見制度との関わりがみてとれる。わが国の成年後見制度の手本となったドイツでは「事前指示書」は必ず成年後見裁判所に信託され、必要になった際に効力を発行するという手続きがふまれている。また、施設を利用する際には成年後見人をつけることと「事前指示書」の作成が義務付けられている。つまり、判断能力が乏しい状態になった際には事前の意思決定により、物事が進められていくことが保証されているのである。これには自らの終末についても明確に記されており、判断能力が失われた際には、意思決定の代行として成年後見人が実働する。わが国においても任意後見制度がこの役割を果たしているが、主には財産の取り扱いについて示したものが多数であり、自らの終末期のあり方に関する細かな保証までには至っていない。そのため、施設のSWは利用者の意思を尊重して終末期ケアを実施しているのかを迷い、援助の不全感を抱えることが推測されるのである。以上のような先行研究の検討を通じて、わが国では「事前指示書」を社会福祉分野で運用するにはどのような課題があるのか、それらを明らかにすることが終末期ケアを実践するソーシャルワークへの貢献につながるのではないかと考え、本研究の着想に至った。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本およびドイツ・イギリスの社会福祉施設・機関において福祉サービス利用者が自らの死についての意向を示す「事前指示書」の取り扱われ方とそれに対するSWのかかわり方の実態調査を通して、その意義を考察するとともに、日本の社会福祉実践（高齢者施設、障害者施設等）における適用条件を具体的に明示していくことを目的とする。さらには、日本における「事前指示書」のフォーマットを作成し、社会福祉施設での実験的な運用とその効果を明らかにし、福祉

サービス利用者にとって真に必要とする「事前指示書」について検証していく。

### 3. 研究の方法

本研究では、主に3つの研究課題を実施した。(1)事前指示書の取り扱われ方と専門職のかかわり方(ドイツ調査)(2)事前指示書に必要な意思決定支援方法とSWのかかわり方(ロンドン調査)(3)事前指示書のフォーマットの作成と試験的運用にむけたインタビュー調査(国内調査)である。

### 4. 研究成果

#### (1) ドイツ調査

成年後見制度の一環として「事前指示書」を取り扱っているドイツ・ベルリンでのフィールド調査及びインタビュー調査を実施し、社会福祉施設での事前指示書の取り扱われ方、それへの専門職のかかわり方について検証を行った。

この調査では、高齢者施設のSW3名に利用者の事前指示書をどのように取り扱うのか、そのシステムについてインタビューを行うとともに、事前指示書に関する相談を受け付けている公的な窓口の市民相談機関(MehrGenerationHaus Schaumloffel)の市民相談員3名にインタビュー調査を実施した。市民相談員はあくまでも市民であり、相談を受ける人の条件は、事前指示書の作成経験がある、事前指示書を運用したことがあることを前提としていた。

ドイツでは、自分の身の回りのことができなくなる前に事前に書類で意思を表明するシステムが2009年に制度化されている。制度が開始されてから4年が経過し、かなりの人々が「事前指示書」の作成を意識し始め、市民相談機関では、日に3~4件の事前指示書作成に向けての相談があるという。

施設では、自らの治療方針や最期の迎え方について、本人が記した書類に従って、援助を展開することが徹底されており、指示に従

えない場合は、話がわからない状態にあっても、家族や本人を含めて説明を行うということとはどの施設でも語られていた。

また、高齢者施設のSeniorenWohnparkWeserGmbHでは、職員に対する死生観教育、グリーフケアがキューブラロス博士の理論に従い、詳細な内容が取り決められ、実施されていた。それらは今後、わが国における社会福祉援助の実践教育に非常に役立つ内容でもあった。

他にも、事前指示書の書類に関しては統一の書式ではないものの、おおよそ掲載される内容は州(この調査ではニーダーザクセン州)から示されたもの(図1)を網羅しており、単にYes, Noで示されるものから、自分の意思を記載できる個所が加えられたものなど、市民の意見を反映させた書類が作成されていることが明らかとなった。具体的な内容としては、1.患者指示、2.個人的事項遂行のための事前準備代理権、3.後見指示内容、4.あらゆる種類の法律行為のための代理権設定にかかわるもの、5.治療の取り決め、6.自分の死に対する思いとなっている。



図1: ドイツ・ニーダーザクセン州法務省発行(2009)「事故、病気、高齢のための事前準備代理権(事前指示書)」筆者訳

この調査に関心を抱いたブレーメン高齢

者施設協会広報担当者と地元新聞記者取材され、調査風景が2012年3月19日付のドイツの新聞に掲載されたことを併せてしておきたい。

## (2) ロンドン調査

この調査では、上記の調査で得られた資料・データと、欧米各国において事前指示書が法的に保証されている国々の先行研究をふまえ、わが国の社会福祉施設・機関への「事前指示書」が適用可能な条件についてフィールドワーク及びインタビュー調査から明らかにした。

英国では、2005年に the Mental Capacity Act が制定され、意思能力がない、あるいは不十分である人たちのために、その意思決定を支援する仕組みが構築されてきた。この状況を理解するために、英国で最初のホスピスと言われる TRINITY ホスピスと現代型のホスピスの潮流を作ったといわれる St.Christopher Hospice でSWらへのインタビュー調査を行い、意思決定支援の仕組みについて把握した。

TRINITY では、組織マネージャーの Anna 氏、SWのサンドラ氏とのインタビューが実施され、意思決定支援までの取り組み方法とソーシャルワーカーの役割、家族支援のあり方、死別後の支援について質問を行った。なかでも、ソーシャルワーカーは死別後の遺族に対して、患者が亡くなってから6～8週間後に話をすることが大切だということ、あらゆる方法で意思決定支援をしても、最後には患者の決めることが優先されることが強調されていた。

また、St. Christopher Hospice では、education スタッフ、ホームケアの看護師、SW、シシリー・ソングダースの教えを受けた Dr.の話を聞くことができ、意思決定支援やホームケアへのサポート体制の充実度など、ホスピス先進地での取り組みについて、学ぶこ

とができた。意思決定支援に関しては、絶対と断言しているほど、SWは本人の意思を尊重しているという。あくまでも意思決定能力のある人に対しては、臨終の時点までSWや専門職が尽力し、その人が希望するもの・ことを提供する。しかし、意思決定能力がないと判断された場合、従前のその人の志向、思いをくみ取ることができた人々から話を聞き取り、願いや思いをかなえるよう努めていることがSWの絶対条件だと述べていた。しかしながら、事前指示書はあくまでも意思決定能力を問うものであり、SWたちも意思決定能力のない人の終末期の事前指示書は効力がないことを認めていた。そのような状況においての事前指示書のあり方はわが国においても共通の課題となることが指摘できる。

なお、ロンドン調査の内容から示唆を受けた「意思決定支援」については、「第5章 生活支援とソーシャルワーク」星名究、柳田正明、宮田広善、樋口幸雄、佐野和明、中川英男、谷口泰司『知的障害者の生活支援』日本知的障害者福祉協会 2015年に一部掲載している。

## (3) 国内調査

国内調査では、これまでのドイツ調査、ロンドン調査の結果から、どのような「事前指示書」が国内では適用可能かということを検討するために、高齢者施設、障害者施設関係者にインタビュー調査を実施した。その結果、医療行為については、施設内では限定されるため、どちらかというと、終末期の生活支援や身体的支援にかかわる部分での事前指示書の作成が求められることが明らかとなった。結論から、ドイツ調査における事前指示書のフォーマットはどこの施設でも関心が高く、成年後見制度と関連させながら運用することが望まれるとの回答がみられていた。以上を踏まえ、研究会等を重ねながら、事前指示書の作成に取り組んだ。盛り込まれた内

容は次の5つからなる。現在の自分が受けたい医療、受けたい福祉サービス、自分自身の現状（健康状態、生活状態）の把握、意思決定支援者を選ぶ、人生の最終段階で受ける医療や福祉サービスへの思い、死後の自分をどのように取り扱ってほしいかこれらの内容を、高齢者施設の代表、障害者施設の代表らと検討を重ね、パイロットスタディとして、高齢者や障害のある人の家族に閲覧してもらい、書き込む作業を実施した。実施した感想として「どこまで信頼性を保つか検証が必要」「独自の書式ではなく、公式なものとして一般化される必要がある」ということなどが挙げられ、おおむね利用には前向きであったが、一般化するには広く検証していくことが望まれることが明らかとなった。これらの内容を現在、論文にまとめているところである。

【参考文献】

- ・厚生労働省（2004）『終末期医療に関する調査等検討会報告書』
- ・松井美帆・森山美知子（2004）「高齢者のアドバンス・ディレクティブへの賛同と関連要因」日本病院管理学会『病院管理』41（2）pp,27-35
- ・佐藤繭美（2010）「緩和ケアにおけるSWの役割の検討」法政大学現代福祉学部紀要『現代福祉研究』第10号、pp,89-99

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

1. 佐藤繭美「緩和ケアとソーシャルワーク」『社会福祉研究』第121巻、2014年 査読なし pp,12-20
2. 金子絵里乃、佐藤繭美、森朋子、足立麻子「患者の看取りに携わるソーシャルワーカーが抱えるグリーフ」『ホスピスケアと在宅ケア』Vol.20, No.2 2012年 査読有140

〔学会発表〕（計 2 件）

1. 金子絵里乃、佐藤繭美「特別養護老人ホームの生活相談員による緩和ケアの役割」日本社会福祉学会第60回大会秋季大会、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス（兵庫県西宮市）、2012年10月20-21日

2. 金子絵里乃、佐藤繭美、森朋子、足立麻子「患者の看取りに携わるソーシャルワーカーが抱えるグリーフ」第20回日本ホスピス・在宅ケア研究会、帯広とかちプラザ（北海道帯広市）、2012年9月8-9日

〔図書〕（計 2 件）

1. 佐藤繭美「障害者とソーシャルワーク」岩間伸之、池谷秀登、石田慎二、小俣智子、菅野道生、澤田有希子、清水冬樹、田嶋英行、田村綾子、中澤香織、原田和明、渡邊隆文 金子絵里乃、後藤広史編『ソーシャルワーク』弘文堂 2016年 230（61-74）
2. 佐藤繭美「第5章 生活支援とソーシャルワーク」星名究、柳田正明、宮田広善、樋口幸雄、佐野和明、中川英男、谷口泰司『知的障害者の生活支援』日本知的障害者福祉協会 2015年 142（42-58）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：  
 発明者：  
 権利者：  
 種類：  
 番号：  
 出願年月日：  
 国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
 発明者：  
 権利者：  
 種類：  
 番号：  
 取得年月日：  
 国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 繭美（SATO Mayumi）  
 法政大学・現代福祉学部・准教授  
 研究者番号：90407057

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：